はかりの法定検査受検について

～正しく計って、確かな信頼～

取引・証明で使用するはかりは、その精度を確保するため、計量法に基づき、2年に1回、宮崎市（市外の事業所は県）が行う「定期検査」または 計量士が行う「代検査」を受けなければなりません。

「取引・証明」とは？

取引商品を販売する際に計量した内容量に応じて料金を徴収することや、計量した重量を記録紙や証明書等に記載し、開示することを指します。

≪取引・証明の一例≫

- 商店、スーパー等で計量販売をするための計量
- 病院、学校、幼稚園、保育所(園)、福祉施設等での健康診断のための計量(体重測定)
- 宅配便の受付・取次所等で重量により料金を算定するための計量
- 薬局、病院で薬の調剤のための計量

使用できるはかりのマーク

取引・証明には、検定証印または基準適合証印のあるはかりをご使用ください。

家庭用計量器は、取引・証明には使用できません！

検査区域の指定

検査区域を次のとおりに分けて実施しています。

奇数年	宮崎市内の大淀川以南（ただし高岡町は全域）に所在する事業所
偶数年	宮崎市内の大淀川以北（ただし高岡町域を除く）に所在する事業所

【検査免除について】

1年以内に購入(修理)されたはかりは検査が免除される場合があります。検定証印等の年月を確認し、お問い合わせください。

計量法を遵守しましょう

定期検査の規定に違反した者は**「50万円以下の罰金」**、使用の制限に違反した者は**「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金」**に処せられる規定があります。

問い合わせ先：宮崎市 産業政策課（0985-21-1792）

受検方法のご案内

方法１：宮崎市の定期検査（会場持ち込み）

別紙「令和8年度特定計量器定期検査日程表」をご確認いただき、会場へはかりを持ち込み受検してください。宮崎市手数料条例に規定のとおり検査手数料を徴収しますので、つり銭がなるべく出ないようにご協力をお願いいたします。

【オンライン予約のご案内】

検査日程につきましては、下記のとおりスマートフォン等による手続き（Logoフォーム）にて予約を受け付けておりますのでご利用ください。

〇予約に関する注意

・予約は30分刻みです。

・同じ時間帯に複数人の予約を受け付けております。予約された方については当日の受付順に検査します。

・予約なしでも受検できますが、予約された方を優先して検査しますのであらかじめご了承ください。

・検査日時が第一希望となった方には連絡しませんので、予約された日時に直接会場までお越しください。

方法２：計量士による「代検査」（訪問検査）

国家資格を有する計量士が、宮崎市に代わって検査を行う制度です。届け出た場合は、市の定期検査が免除されます。

■ 宮崎市届出代検査計量士名簿（順不同）

計量士氏名	連絡先住所	電話番号
大坪 正史	宮崎市稗原町95街区7-1	0985-26-3901
西川 健一	都城市平江町46番地7号	0986-24-8460
外山 響	都城市平江町46番地7号	0986-24-8460
辻村 雄一	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071
辻村 雄太郎	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071
辻村 健太	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071
神田 茂昭	延岡市緑ヶ丘2丁目30番地14号	0982-33-1055
坂元 一光	鹿児島県姶良市脇元1927-4	0995-70-6201
小田 剛	鹿児島県鹿児島市石谷町4830-3	099-293-5525
長沼 敬輔	熊本県熊本市東区帯山７丁目９番４８号	096-381-6183
宮本 真一郎	熊本県熊本市東区帯山７丁目９番４８号	096-381-6183

※代検査の申し込み、手数料等は各計量士へお問い合わせください。

問い合わせ先：宮崎市 産業政策課（0985-21-1792）